

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 5 月 30 日現在

機関番号：12601  
研究種目：基盤研究(C) (一般)  
研究期間：2014～2016  
課題番号：26370850  
研究課題名(和文) 古代ギリシアにおける和解と調停の比較文化史的研究  
  
研究課題名(英文) Reconciliation and arbitration in ancient Greece  
  
研究代表者  
橋場 弦 (HASHIBA, Yuzuru)  
  
東京大学・大学院人文社会系研究科(文学部)・教授  
  
研究者番号：10212135  
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：前403年におけるアテナイの寡頭・民主両派の政治的和解は、アテナイ市民のみによって達成されたのではなく、第三者としてのスパルタの仲介によってはじめて実現したものである。スパルタ王パウサニ阿斯と10人の「仲裁委員」の和解における役割は、従来あまり評価されなかった。しかし派閥の二項対立による膠着状態を打開するため、「他者」を呼び寄せて調停にあたらせる手法は、ギリシア世界の国際政治において、むしろ伝統的なものである。このように本研究では、スタシスがギリシア都市国家の宿痾であるのと同じ程度に、「他者性」によって和解と調停を図る手法もまた、ギリシア人の伝統的解決法であったことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The political reconciliation at Athens in 403 BCE was accomplished not only by the self-restraint of the Athenians but also by the intermediation of the Spartans as the third party, whose roles have been rather underestimated by the modern scholarship. The idea of entrusting King Pausanias and the ten Spartan arbitrators with reconciling the Athenian oligarchs and democrats should be regarded as a traditional practice in the Greek world to break the stalemate of the enduring opposition between two parties, and the Spartan intervention ought to be given more significance than as part of their international strategy. Inviting 'others' as a medium for reconciliation was a well-established means of political solution, so much as stasis (factional strife) was inherent in ancient Greek poleis.

研究分野：古代ギリシア史

キーワード：和解 調停 ギリシア ポリス 内乱 他者性 古代 都市

## 1. 研究開始当初の背景

東西冷戦構造終焉の後、世界各地でくり広げられてきた地域紛争や、拡大しつつある社会階層間の格差は、一つの社会の中で人が人に向ける憎悪をどのように和解調停させ、復讐の連鎖を断ち切るべきか、また異質な集団をどのように社会に受容すべきかというアクチュアルな問題を、歴史学の分野においても提起してきた。本研究の背景には、歴史における社会の分断と和解という問題への関心の高まりがある。

前8世紀にエーゲ海周辺に誕生し、前5世紀にその絶頂期を迎えた古代ギリシアのポリス社会は、小規模な地域社会をベースにした国家形態であったがゆえに、ひとたび内部に分裂が生じ、市民団が内部抗争に突入すると、それは果てしない復讐の連鎖を生み出した。このスタシス(stasis)と呼ばれる内部抗争は、古典文明を生み出す母体となったポリス社会につきまとう宿痾と言ってよく、それをいかに克服し、市民団の和合を達成するかという問題は、アリストテレスをはじめとする知識人たちの最大の課題でもあった。前404年の民主政転覆により深刻な内戦と殺戮を経験したアテナイ民主政は、やがて和解の誓約と「過去の悪い記憶を二度と思い起こさない(mē mnēsikakein)」という誓いを結ぶことによって、民主・寡頭両派の和合を達成し、社会統合を回復して、ふたたび未来に向けて歩み出すことに成功した。近年のギリシア史研究は、この和解と調停のプロセスに高い関心を向け始めている。

1990年代以降の欧米学界においては、法社会史的観点からの和解研究が盛んに行われている。注目すべきは、アテナイ民主政における社会紛争の解決手段としての和解と調停が、当時のポリス社会の文脈の中に位置づけ直され、あたらしい視角の下で理解されようとしてきていることである。

前403年、それまで過酷な恐怖政治を行った寡頭派政権に、民主派が和解をもって応じたことは、以後前四世紀を通じ法の支配のもとでアテナイ民主政が安定した秩序を形成してゆく出発点であったとして、Ostwald, M. (1986) *From popular sovereignty to the sovereignty of law: law, society, and politics in fifth-century Athens*, Berkeley/ L.A./ London は高く評価する。また和解協定成立の経緯とその内容、および和解がどれだけ遵守されたかについては、Loening, T.C. (1987) *The reconciliation agreement of 403/402 B.C. in Athens: its content and application*, Stuttgart の綿密な実証研究がある。

研究代表者(橋場)は、これまで「強制権力の介在なしに、自由で対等なポリス市民が自律的に社会統合を実現しえたのはなぜか」という一貫した問題意識の下で、主としてアテナイ民主政の文法(民主政コード)の諸相を明らかにしてきた。その視角からの橋場の研究成果は欧米学界においても一定の評価

を受け、Y. Hashiba, Athenian Bribery Reconsidered: Some Legal Aspects, *Proceedings of the Cambridge Philological Society* 52, 2006 という形で結実した。他方橋場は、上記のような欧米学界の研究動向をふまえてこの問題意識をさらに発展させ、民主政における暴力と社会秩序の関連性を解明しようと試み、それは橋場が研究代表者を務める科学研究費基盤研究(C)(一般)「古代ギリシアにおける暴力と社会秩序の比較文化史的研究」(H23~25年度)という形で成果を現しつつあった。

橋場は今回、前述の欧米学界の研究動向をふまえて、官僚制や警察権力が不在で、すべての市民が暴力を平等に留保し行使するというポリス民主政固有の権力構造において、超越的権力の介入無しに、古代ギリシア市民たちが暴力による復讐の連鎖を断ち切り、和解を実現したプロセスの背景に、ギリシア社会固有のガバナビリティを見いだせないか、またそれを見いだすことによって、ギリシア(アテナイ)民主政特有の社会構造の姿が解明できるのではないかと、という着想に至ったのである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、官僚制・常備軍・警察などの強制権力による抑制が無く、一般市民が武器を用いて暴力を共有していた古代ギリシアのポリス社会において、国を二つに分けた内乱や社会紛争を、どのようにして市民たちが自律的に解決したのか、その和解と調停の機構がうまく働いた原因と背景は何か、そして日常的な社会紛争の解決に、両当事者とは別の第3者が、いかにして調停者として機能しえたのか、という問題を探究することにより、ポリス社会が市民相互の憎悪と復讐の連鎖をいかにして断ち切ったかを解明することにある。

近代的主権国家のシステムが揺らぎ、部族や血縁、宗教による紐帯が地域紛争やテロを生み出しつつある現代の課題を一方の視野に置きながら、人類史における和解と共存、復讐の連鎖の解消のメカニズムを歴史的に解きあかすことに、本研究は最終的な目標をすえる。

このような背景から、本研究は具体的に以下の3つの問題を明らかにすることを目的とする。

(1)ポリス社会に固有の内部抗争(スタシス)とはいかなる社会現象であったか:暴力が恒常的に特定の国家機関に占有されることがなく、つねに一般市民がある程度の実力行使の権能を留保していたアテナイ民主政にあっては、ひとたび内乱が起こると、暴力による復讐の連鎖は抑制不能であった。ポリスの宿痾と言うべきスタシスが、ポリスの社会構造のどのような特質に根ざすものであったのか、それは個人間もしくは家族間の日常的な私的紛争とどこでどのように関連し

ていたのか、を解明する。

(2)アテナイ市民はどのようにして和解を達成しえたか：どこのポリスにも起こりえたスタシスがアテナイ民主政にも起こったとき、市民たちはどのようにして復讐の連鎖を断ち切り、民主政・寡頭政のイデオロギー対立を超えて、市民たちの和解と調停に成功したのか。前403年のアテナイに焦点を合わせて、そこで何が起こったのか、何が起こらなかったかを、一次史料を用いて解明する。

(3)「思い出さない誓い」は他のポリス社会にどれだけ用いられていたか：前403年の和解の実現において、要となる役割を果たしたのが、「過去の悪い記憶を二度と思い起こさない(mē mnēsikakein)」という誓い、いわゆる大赦令(amnesty)である。近代の大赦令とは異なり、この種の古代の誓いは、市民相互の間で、一種の「記憶の抹消」が行われることを前提とする。後のローマ帝政期におけるdamnatio memoriae(記憶の断罪)とも共通項のあるこの大赦令は、アテナイに限らず、他のポリスにもその先例があった。ギリシア世界の伝統ともいえるこの記憶の抹消の生成過程を解明する。

### 3. 研究の方法

研究計画の全体としては、まず古代ギリシアのポリス、とくにアテナイ民主政において、公私の個別的紛争がいかんして国家全体の内部抗争につながったかを、同時代史料の分析を通して明らかにした。そしてその内部抗争を解決する和解の要である大赦令の誓いが、どのようにして当時の市民の大多数に受け入れられたか、その政治的プロセスをも明らかにした。そこから得られた知見を、近年盛んになっている古代民主政の権力論、および法社会史的アプローチと交差させ、古代ギリシア社会における和解の構造を明るみに出した。そのために、一次史料と最新の研究成果を収集し、国内外の研究者たちと意見交換した。

### 4. 研究成果

(1)各年度を通して研究代表者(橋場)は、古代ギリシア人の紛争解決方法として和解がどのような位置を占めていたか、とくに国家権力の暴力装置の助けを借りずに、市民たちが自律的に和解の合意形成に到達した様相を明らかにすべく、その証拠の全体的把握に努めた。同時にそのような和解と調停の作法と文法を、古典期民主政のアテナイと、その他のポリスとの間で、比較文化史的方法によって比較検討し、和解と調停がホメロス以来の伝統的な価値観にもとづくものであり、かつ社会の秩序維持のために重要な役割を負っていたことを、法制度の側面から裏付けようと試みた。

(2)またポリス社会における市民の日常的な紛争解決、あるいは国家間の紛争の国際的な解決の諸相を、法社会史的なレベルにおい

て探究した。そこでは一般市民がまずは当事者同士で第3者を調停者としてえらび、そこから和解を引き出していたという事実をおさえた上で、前410年のアテナイにおける400人政権による民主政転覆、および前404年の30人政権によるクーデターとその失敗、それに続く民主寡頭両派による和解と調停について、その歴史的経緯を同時代史料と最新の研究成果にもとづいて明らかにした。そのさいとくに重要視した史料は、アリストテレスの名で伝わり、19世紀の末にエジプトから写本が発見された『アテナイ人の国制』29~40章の記述であり、その丹念な再解釈と考証とは不可欠の作業であった。

(3)以上の課題と取り組むため、基礎的資料の網羅的収集・分類を行い、それをデータベース化した。そのために欧米で刊行される膨大な史料集と研究文献との入手は不可欠であり、またその分析に必要な最新のコンピュータ、情報ソフトの購入もまた必要であった。この作業を通して史料の解釈と新たな問題点の地平を切り開くため、短期間、ロンドン大学古典学研究所、ケンブリッジ大学図書館、およびダブリン大学図書館に出張した。またダラム大学名誉教授 P.J. Rhodes, ケンブリッジ大学教授 P.A. Cartledge, ダブリン大学教授 M. Gale, およびダブリン大学講師 Shane Wallace の各氏と面談、意見交換した。

(4)その結果、今回新たに明らかになったのは、以下の点である。

400人政権(前411年)の樹立と崩壊：『アテナイ人の国制』29章1節には、「シケリアで起こった惨事後、ペルシア王との同盟によりラケダイモン人の側が優位に立つと、彼らは民主政を変革して400人の国制を樹立するのやむなきに至った。」とある。400人による寡頭政権樹立の経緯については、トゥキュディデス(Thuc. 8.67-71)に詳しい叙述があり、『アテナイ人の国制』29-33章がある程度これに依拠していることは明らかであるが、他方双方の間には大小の不一致も見られ、事実の復元を困難にしている。トゥキュディデスは政治家個々人の言動とその動機に主眼を置き、400人政権の強引で非合法的やり方を強調するのに対し、『アテナイ人の国制』は国制変革の制度的・形式的側面を淡々と描き、比較的寡頭派に好意的な叙述に傾いている。また5000人や400人評議会の編成方法など細部についても双方で食い違いがある。トゥキュディデスが事件の当事者らの証言をもとにしているのに対して、『アテナイ人の国制』は事件から約90年後に書かれ、また間接的な史料に基づいていることが差異の理由であろう。同政権樹立前後の編年はおおむね、(1)全権起草委員の任命、(2)コロノスの民会における民主政廃止決議、(3)400人評議会の成立、(4)500人評議会の解散、(5)400人評議会による政権掌握、(6)400人政権崩壊、「5000人の国制」への移行、(7)民主政回復、の順序に従って考えられ

る。400 人政権は短命に終わったが、その後復讐心かられた民主派は、過酷なばかりに寡頭派の残党狩りを行い、寡頭派指導者をつぎつぎに処刑した。だがこのことは結果的に、さらに苛烈な寡頭派クーデターを数年後にもたらす遠因となった。そしてアテナイは戦局をさらに見誤り、ついに前 404 年の敗戦と降伏を迎えることになる。

30 人政権による民主政転覆(前 404 年): スパルタ駐留軍司令官リュサンドロスによる占領下で 30 人の寡頭政権が民会決議によって成立したのは前 404 年夏のことで、このとき国政を委ねられる 30 人が民会で選出された(Xen. Hell.2.3.2)。事実上の民主政解体である。『アテナイ人の国制』は、テラメネスが 30 人政権成立に際して寡頭派とは別の、独自の立場を取ったかのように述べる。しかしリュシ阿斯弁論 12 番(Lys. 12.71-6)によれば、リュサンドロス臨席のこの民会で寡頭政権樹立を提唱した主導的人物がほかならぬテラメネスであり、現に彼は 30 人の一員である(Xen. Hell.2.3.2)。『アテナイ人の国制』の記述はこの事実を隠蔽している。また同書は 30 人政権の首謀者であるクリティアスについて一切言及していない。これはプラトンの血縁者でソクラテスの弟子でもあった彼を擁護しようとするプラトン派の影響であろう。30 人政権はひとたび暴力装置を手に入れると、たちまち恐怖政治に転じた。「30 人はひとたび国家への支配をより強固なものにすると、市民の誰一人とて容赦せず、財産も出自も名声も他にぬきんでた人びとを殺害し、脅威を取り除くとともに彼らの財産を奪おうとした。そしてたちまち一五〇〇人以上もの人びとを殺してしまったのであった」と『アテナイ人の国制』35 章 4 節は述べる。かくて市民たちの支持を失い、30 人政権は前 403 年春に解体される。

和解と大赦令: その後しばらく内戦が続くが、スパルタ王パウサニ阿斯は、リュサンドロスの権勢に警戒心を抱き、彼に代わってアテナイに進駐した。彼はペルシア戦争で活躍した將軍パウサニアスの孫で、30 人政権崩壊後、スパルタの監督官を説得してみずからも軍勢を率いアテナイに向かった。最初ペライエウス派と交戦したが、その後寡頭民主両派の和解とスパルタとの同盟締結を実現に導いた(Xen. Hell.2.4.29-39)。その結果、前 403 年 9 月に民主派がアテナイ市内に帰還を果たすと、旧 30 人政権側の市民(市内派)と民主派との間で和解協定が結ばれる。和解協定の具体的な内容について『アテナイ人の国制』は、(1)エレウシス移住およびアテナイ市内との共存について(39 章 1-5 節)、(2)大赦令について(同 6 節)および(3)両派の戦費借入金返済について(同)の各規定を伝えるが、これに加えて(4)30 人政権下に没収された財産の処置についての規定があった。

前 410 年の 400 人政権崩壊後、民主派が寡

頭派に厳しく報復したのに対し、さらに過酷な恐怖政治を行った 30 人政権の人びとに、この年民主派が和解をもって応じたことは、以後前 4 世紀を通じ法の支配のもとでアテナイ民主政が安定した秩序を形成してゆく出発点であったと思われる。さらに注目されるのは、この和解協定の一環として布告された「思い出さない誓い」、すなわち大赦令である。ここで大赦とは、文字通りには「何人も悪しきことを思い出さず( *mē mnēsikakein* )」、すなわち 30 人政権下で起こった出来事の記憶を抹消することを意味していた。寡頭派の犯罪行為に対する告訴を禁ずることによって復讐の連鎖を断ち切り、市民団の分裂を回避するのが大赦令の法的な趣旨である。具体的にはまず、30 人政権下もしくはそれ以前に実行された国家に対する犯罪行為一般を原則として免訴する。他方、市民間の私的な係争事件に原則として大赦令は適用されない。ただし殺人事件は例外である。大赦令の具体的な適用条件については例外規定も種々あり、もとより大赦令で市民の復讐感情が消滅したわけではない。民主政回復後しばらくの間は、大赦令の文言に抵触しない手段、たとえば役人の資格審査において、旧寡頭派市民の寡頭政権下での行動を公に非難することは可能であった。大赦令成立の経緯については唯一アンドキデス弁論 1 番(And.1.81-9)がその事実経過を報告するが、なお不明な点が多い。

この前 403 年における大赦令の誓いには、復讐と和解、過去の集合的記憶という観点から近年幅広い関心が集まっている。N.Loroux は、党争と政治的分断が宿命づけられているポリス社会にあって、あえてアテナイ市民が「思い出さない」誓いを立てたことは、寡頭派の行為を過去から抹消し、人びとの記憶を以前の民主政時代に直接つなぐことで市民共同体の再統合を果たすことを意味したとする。また栗原麻子は、「思い出さない」誓いの儀礼伝統が、すでに前 420 年代からアテナイ以外のポリスにも存在し、また前 4 世紀に入ってからギリシア世界内で共有されていったことを論証する。とくに栗原の意見は、このアテナイ大赦令を、アテナイ一国の文脈ではなく、ひろくギリシア世界の国際政治の伝統の中に位置づけている点で肯綮に値する。

まとめ: 30 人政権に対する市民の復讐感情を抑制し和解を成功に導くにあたっては、Loening の綿密な実証研究が明らかにしたとおり、アルキノスやトラシュプロスら民主派指導者の先見の明もたしかに重要な役割を果たしていた。しかし、それに比べて従来注目されてこなかったのは、仲介役であったスパルタ王パウサニアスの役割である。すでに A.Scafuro がさまざまな論考で明らかにしてきたように、ギリシア都市国家では、アルカイック期からヘレニズム期に至るまで、国内の内紛(スタシス)を解決するにあたって、

他国から調停者を第三者として招き入れる、という政治的慣習が存在していた。つまり、国内での二項対立が膠着状態に達し、自国民による独自の解決の見込みが立たず、むしろ復讐の連鎖が果てしなく続くことが予想された段階において、第三者として他国民に解決を委ねたのである。400 年政権崩壊直後のアテナイでは、まだ戦争が進行中であったという条件下で、そのような第 3 国による調停は不可能であった。敗戦後のアテナイにおいてこそ、そのような解決が可能であったのである。従来、アテナイの和解と調停の成功要因としては、アテナイ市民の自制心と、パウサニアスの戦略的動機のみ強調されてきたが、いずれも主権国家のアナロジーでポリス国家を捉える近代的隘路に陥った見方といえるだろう。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計 7 件)

橋場弦「誓う」『公研』、査読なし、643号、2017年、14-15頁

橋場弦「仲手川良雄『古代ギリシアにおける自由と社会』」『歴史学研究』、査読あり、952号、2016年、41-44頁、70頁

橋場弦「オリンピックの余韻」『公研』、査読なし、637号、2016年、14-15頁

橋場弦「栗原麻子『アッティカ民衆法廷における報復のレトリック——リュクルゴス『レオクラテス弾劾』を中心として』」『法制史研究』、査読あり、65号、2016年、313-315頁

橋場弦「ドラクマ」『公研』、査読なし、624号、2015年、14-15頁

橋場弦「古典と向き合う」『公研』、査読なし、618号、2015年、14-15頁

橋場弦「アリストテレス」『公研』、査読なし、612号、2014年、14-15頁

### 〔学会発表〕(計 2 件)

橋場弦「『アテナイ人の国制』余滴」ラテン・ヨーロッパ史研究会大会、2017年2月18日、東京大学(東京都文京区)

橋場弦「古代オリンピック：ギリシア人のこころとからだ」東京都歴史教育研究会講演会、2016年6月18日、都立三鷹中等教育学校(東京都三鷹市)

### 〔図書〕(計 3 件)

橋場弦、村田奈々子(共編)『学問としてのオリンピック』山川出版社、2016年、1-56頁、243-246頁

橋場弦『民主主義の源流：古代アテネの実験』講談社学術文庫、2016年、全281頁

橋場弦「アリストテレス アテナイ人の国制」(翻訳・訳注・解説)『アリストテレス全集19 アテナイ人の国制・著作

断片集1』岩波書店、2014年、1-241頁、445-483頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

橋場 弦 (HASHIBA, Yuzuru)

東京大学・大学院人文社会系研究科・教授

研究者番号：10212135